

国民健康保険・後期高齢者医療保険の高額療養費制度について

住民課 内線 246

国民健康保険、後期高齢者医療保険には、1か月（毎月1日から末日まで）の医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により自己負担限度額を超えた分が支給される「高額療養費制度」があります。自己負担限度額については、70歳未満の方、70歳以上の方で異なり、また所得によっても異なります。

70歳未満の方

70歳未満の方の自己負担限度額		
区分	要件	限度額
ア（注1）	旧ただし書所得（注2） 901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <多数該当（注3）：140,100円>
イ	旧ただし書所得 600万円超～901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <多数該当：93,000円>
ウ	旧ただし書所得 210万円超～600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当：44,400円>
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円 <多数該当：44,400円>
オ	住民税非課税	35,400円 <多数該当：24,600円>

70歳以上の方

70歳以上の方の自己負担限度額【平成30年8月から】			
区分	要件	外来（個人単位）	入院及び外来（世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ	加入している保険で世帯内に住民税課税所得が690万円以上の被保険者がいる世帯の方	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% <多数該当：140,100円>	
現役並み所得者Ⅱ	加入している保険で世帯内に住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者がいる世帯の方	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% <多数該当：93,000円>	
現役並み所得者Ⅰ	加入している保険で世帯内に住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる世帯の方	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% <多数該当：44,400円>	
一般	加入している保険で住民税課税所得が145万円未満のみの世帯の方 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は、383万円未満） 旧ただし書所得の合計額が210万円以下	18,000円 年間上限144,000円 （注4）	57,600円 <多数該当：44,400円>
低所得者Ⅱ	国民健康保険被保険者全員もしくは、後期高齢者医療被保険者全員と世帯主が住民税非課税	24,600円	
低所得者Ⅰ	国民健康保険被保険者全員もしくは、後期高齢者医療被保険者全員と世帯主が住民税非課税で、各所得から必要経費・控除を差し引くと0円の方	8,000円 15,000円	

▼対象者

- 同じ方が、1か月に、同じ医療機関に支払った医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が払い戻されます。（注5）
- 同一世帯で、同じ月に21,000円以上の自己負担額が2回以上あった場合、その額を合算して、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。＜世帯合算＞

▼計算上の注意

- 月の初日から末日まで、暦月ごとの受診について1か月として計算します。
- 各医療機関ごとに計算します。ただし、同じ医療機関でも、「医科と歯科」「入院と通院」は別々に計算します。
- 通院で、お薬を院外処方されている場合は、お薬代も通院の額に含めて計算します。

▼申請方法

「健康保険証」「医療機関が発行する領収書類」「印鑑」「振込先口座がわかるもの」「個人番号（マイナンバー）がわかるもの」「本人確認ができるもの（顔写真付は1点、顔写真の無いものは2点）」を持参し、住民課窓口で申請してください。後期高齢者医療制度の方は、初回のみ申請が必要ですが、2回目以降は自動的に支給されます。

注1：世帯内に所得未申告の方がいる場合は、アの区分となります。

注2：「旧ただし書所得」とは、総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した額です。

注3：「多数該当」とは、過去12か月に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の、4回目から適用される限度額です。

注4：1年間（8月～翌年7月）の自己負担額の限度額となります。

注5：保険適用の無い治療費や入院の差額ベッド代・食事代などは対象となりません。また診療月の翌月1日から時効の2年を超えたものは、申請できません。

◆「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

入院等、医療費が高額となる方は、医療機関にて認定証を提示していただくと、窓口の負担額が限度額までとなります。必要な方は、住民課窓口にて発行しますので、「健康保険証」「印鑑」を持参のうえ、あらかじめ住民課で交付申請をしてください。なお、70歳以上の方は低所得者Ⅰ・Ⅱと現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方が申請が必要になります。

母子・父子家庭医療費支給事業の所得制限について 住民課 内線 247

令和元年8月1日より母子・父子家庭医療に所得制限を設けます。児童扶養手当の所得制限額を準用しますが、激変緩和措置として令和3年10月31日までは下記表のとおりとします。

令和元年8月1日～ 令和2年10月31日	令和2年11月1日～ 令和3年10月31日	令和3年11月1日～
児童扶養手当の所得制限を超過しており所得が400万円以上	児童扶養手当の所得制限を超過しており所得が300万円以上	児童扶養手当の所得制限を準用

（単位：円）

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人
児童扶養手当 所得制限額	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	3,440,000

※扶養親族等1人につき38万円加算

ご存じですか!? 119番通報の方法

丹羽消防署 ☎ (95) 5151

普段、あまり馴染みのない119番通報ですが、皆さんもいつ不幸にして火災に見舞われたり、救急要請が必要になるかもしれません。

いざという時に正確な119番通報ができるよう日頃から手順などを確認しておきましょう。

【ご家庭の加入電話による通報】

受話器を上げ、局番なしで「119」をダイヤルします。通報すると、以下の例のように119番受付員が必要なことを順にたずねますので、それに応じる形で、落ち着いてはつきり正確に答えましょう。

◆火災の通報例

119番受付員	通報者
火事ですか、救急ですか	火事です
場所はどこですか	扶桑町大字〇〇字〇〇番地です
何が燃えていますか	〇〇が燃えています
あなたの名前と今かけている電話の番号を教えてください	私の名前は〇〇〇〇です 電話番号は〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇です

◆救急の通報例

119番受付員	通報者
火事ですか、救急ですか	救急です
場所はどこですか	扶桑町大字〇〇字〇〇番地です
どうしましたか	〇〇（誰）が〇〇〇〇（どうした）です
あなたの名前と今かけている電話の番号を教えてください	私の名前は〇〇〇〇です 電話番号は〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇です

【携帯電話による通報】

携帯電話からの通報の場合、通報者自身の所在地が分からないことが多く、時間がかかりがちです。通報の前に住所表示や付近の目標などを確認しておきましょう。

また、通報後しばらくの間は電話の電源を切らず、現場近くの安全な場所に移動しましょう。